

議案第 5 号

名張市教育委員会事務局組織及び処務規則の一部を改正する規則の制定について

名張市教育委員会事務局組織及び処務規則（平成 15 年教育委員会規則第 1 号）の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 3 月 2 日提出

名張市教育委員会
教育長 西 山 嘉 一

名張市教育委員会事務局組織及び処務規則の一部を改正する規則の制定について

1. 改正理由

個人情報の保護に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

2. 改正内容

法律の改正に伴い規定を整備する。

3. 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

名張市教育委員会事務局組織及び処務規則の一部を改正する規則

名張市教育委員会事務局組織及び処務規則（平成15年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第26条第1項中「開示」を「公開」に改め、同条第2項中「名張市個人情報保護条例（平成15年条例第1号）第10条第2項及び同条第3項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条」に、「き損」を「毀損」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

名張市教育委員会事務局組織及び処務規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正案	現行
<p>(文書取扱いの基本)</p> <p>第26条 文書は、事務能率の向上に役立つよう正確、迅速かつ適切に取り扱うとともに、名張市情報公開条例（令和元年条例第23号）の規定に基づく公文書の公開に対応できるよう適正に管理しなければならない。</p> <p>2 文書は、<u>個人情報</u>の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失及び毀損を防止するよう、細心の注意を払って取り扱わなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(文書取扱いの基本)</p> <p>第26条 文書は、事務能率の向上に役立つよう正確、迅速かつ適切に取り扱うとともに、名張市情報公開条例（令和元年条例第23号）の規定に基づく公文書の開示に対応できるよう適正に管理しなければならない。</p> <p>2 文書は、<u>名張市個人情報保護条例</u>（平成15年条例第1号）第10条第2項及び同条第3項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失及び<u>き損</u>を防止するよう、細心の注意を払って取り扱わなければならない。</p> <p>3 (略)</p>